

愛媛県環境影響評価審査会（第2回）

会 議 次 第

〔 日時 令和8年9月1日（火）14時30分から
場所 松山市男女共同参画推進センター 5階 大会議室 〕

1 開 会

2 議 題

松山市新南クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書（2回目）

3 報 告

（1）愛媛県環境影響評価条例の一部改正（案）について

（2）愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について

4 閉 会

資 料 目 次

頁

資料 1	愛媛県環境影響評価審査会委員名簿・・・・・・・・・・	1
------	----------------------------	---

【松山市新南クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書】

資料 2	事業の概要・・・・・・・・・・	2
------	-----------------	---

資料 3	環境影響評価手続・・・・・・・・・・	3
------	--------------------	---

資料 4	関係市町長意見・・・・・・・・・・	4
------	-------------------	---

資料 5	委員等意見に対する事業者の見解・・・・・・・・・・	8
------	---------------------------	---

資料 6	住民等意見に対する事業者の見解・・・・・・・・・・	10
------	---------------------------	----

【報告事項】

資料 7	愛媛県環境影響評価条例の一部改正(案)について・・・	19
------	----------------------------	----

資料 8	愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)について・・・	22
------	--------------------------------	----

愛媛県環境影響評価審査会委員名簿

【任期：令和 8 年 9 月 24 日まで】

氏 名	現 職 等
<会長> たかはし じろう 高橋 治郎	愛媛大学名誉教授
<会長代理> かきはら ふみか 柿原 文香	元愛媛大学大学院農学研究科教授
ありみつ ゆたか 有光 隆	元愛媛大学大学院理工学研究科准教授
き だ あきこ 貴田 晶子	（一社）建築物石綿含有建材調査者協会代表理事 元愛媛大学農学部客員教授
くにすえ たつや 国末 達也	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
さとう ひさこ 佐藤 久子	元愛媛大学大学院理工学研究科教授 愛媛県環境創造センター長
しももと み え 下元 美恵	（公社）愛媛県建築士会女性委員会委員
ひ だか かずまさ 日鷹 一雅	滋賀県立琵琶湖博物館特別研究員 元愛媛大学大学院農学研究科准教授
むらかみ やすゆき 村上 恭通	愛媛大学法文学部教授 アジア古代産業考古学研究センター長
や た べ りゅういち 矢田部 龍一	愛媛大学名誉教授

松山市新南クリーンセンター整備事業の概要

1 事業者 松山市

2 事業の目的

南クリーンセンターの廃棄物焼却炉 3 基が供用開始から30年を経過し、老朽化が進んでいることから、廃棄物焼却炉 2 基に建て替える。

なお、松山市は、令和 5 年に周辺 2 市 3 町（伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町）とごみ処理広域化に関する基本合意書を締結し、南クリーンセンターと西クリーンセンターでごみの広域処理※を行っている。

※可燃ごみ（実施中）、粗大ごみ（新施設供用後）

3 対象事業の種類

ごみ焼却施設の設置の事業

条例対象事業	1 日当たりの処理能力の合計が50 t 以上であるごみ焼却施設又は産業廃棄物処理施設を設置するもの
--------	---

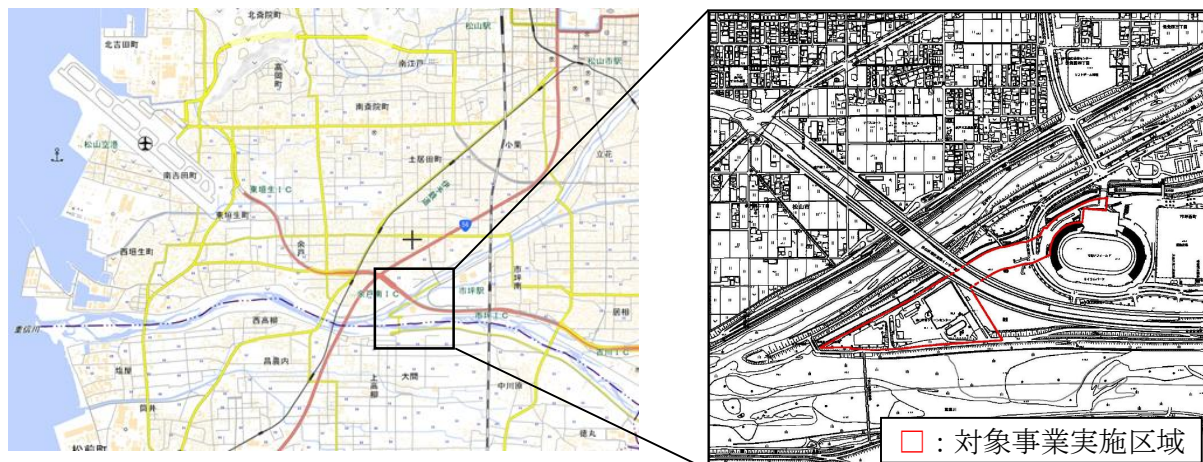
4 対象事業の規模

ストーカ炉 80 t / 日 × 2 基

	新設炉（2 基）	廃炉（3 基）
処理能力	80 t / 日 × 2 基	100 t / 日 × 3 基
処理方式	ストーカ式	ストーカ式
煙突高さ	44m	44m
排ガス量	14,700～22,600Nm ³ /時（1 基当たり）	42,000～50,000Nm ³ /時
稼働年	令和 15 年予定	平成 6 年

5 対象事業実施区域 松山市市坪西町（南クリーンセンター）

6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 松山市及び松前町



松山市新南クリーンセンター整備事業に係る愛媛県環境影響評価条例の手続

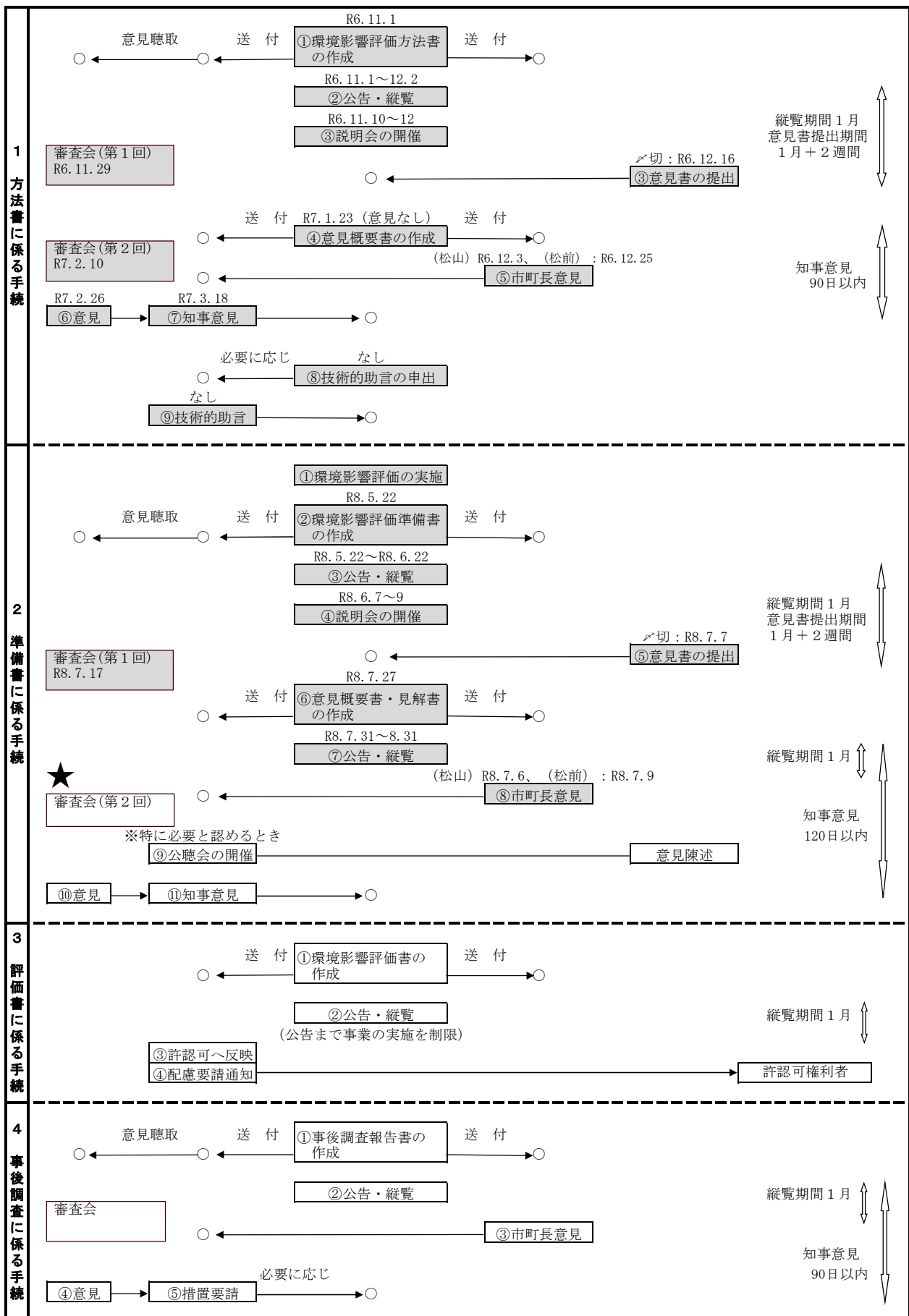
審査会

県

事業者

市町

住民



注) □内の網掛けは実施済の手続

8 松（環指）第 254 号

令和 8 年 7 月 6 日

愛媛県知事

中村 時広 様

松山市長 野志 克仁

（公 印 省 略）

（環境指導課扱い）

松山市新南クリーンセンター整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和 8 年 5 月 22 日付け 8 環第 173 号にて依頼のありました標記環境影響評価準備書に対する意見について、別紙のとおり回答いたします。

**松山市新南クリーンセンター整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見**

頁	意 見 等
	意見無し。

※上記欄が不足する場合は、お手数ですが、適宜欄を追加する等してご記入ください。

松町第 632 号
令和 8 年 7 月 9 日

愛媛県知事 中村 時広 様

松前町長 田中 浩介

松山市新南クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書に
ついて

令和 8 年 5 月 22 日付け 8 環第 173 号で依頼がありました標記の件について、別添のとおり回答様式を送付します。

**松山市新南クリーンセンター整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見**

頁	意 見 等
	特にありません。

※上記欄が不足する場合は、お手数ですが、適宜欄を追加する等してご記入ください。

前回の環境影響評価審査会に係る委員等意見に対する事業者の見解について

No	委員等意見	事業者の回答
1	粗大ごみの将来推計値が増大することに関して、粗大ごみの増大にどのように対処するのか説明すること。	粗大ごみの発生抑制を図るため、市民に対し、リユースやリサイクルを促す啓発を継続的に実施し、ごみの減量に努めます。 今後のごみ量が推計通りであれば、十分に処理可能ですが、将来推計を上回る粗大ごみの増加が生じた場合には、ごみ量や施設の稼働状況等を踏まえ、施設の稼働率を高めるなどの対策を講じます。
2	リチウムイオンバッテリーの火災に関して、広島において粗大ごみの破碎施設で起きている事例も確認されていることから、対策について説明すること。	粗大ごみ処理施設では、火災の早期発見・初期消火を目的として、赤外線カメラ等の自動検知設備や水噴霧設備による自動消火対策を検討しています。 なお、リチウムイオンバッテリーの混入防止が最も重要であることから、市民に対し適正な分別について継続的な啓発を実施し、火災リスクの低減に努めます。
3	廃棄物のキレート処理に係る溶出試験の頻度について、年4回としているが、溶出しやすい金属については、例えば月1回実施するなど、頻度について再検討すること。	溶出試験について、現施設では年1回実施していますが、これまで溶出基準を超過したことはありません。新施設では、稼働開始直後は年4回、安定稼働後は年2回の実施を計画しています。 また、新施設の運営開始に先立ち、飛灰の管理方法について公害防止基準等を遵守するための運営マニュアルを作成し、適正に管理します。 なお、埋立先の最終処分場においても、鉛などの重金属を含む水質の成分分析を実施しており、法定基準を遵守することで引き続き安全性の確保に努めていきます。
4	ごみ分別が不十分な場合も想定され、アスベスト、水銀や鉛などの有害物質が含まれていないか確認するため、市におけるごみの受け入れ体制について検討し、対応方針を説明すること。	ごみ分別の市民への周知を引き続き徹底するとともに、水際対策としてクリーンセンターでのごみの展開検査の実施を検討していきます。 また、有害物質を含むごみは、産業廃棄物として事業者から排出される可能性も想定されることから、施設側で受け入れ確認を継続し、産業廃棄物の担当部局等と連携して、不適正なごみ排出の是正に努めていきたいと考えています。
5	市民のごみの分別に対する意識向上が重要であるため、新施設には見学スペースなどを設けるなど啓発施設としても活用することを検討し、対応方針を説明すること。	市有施設である『まつやま Re・再来館』において環境啓発を実施していることから、新施設では、ごみ処理施設の特徴や機能等に焦点を当てて、その役割や重要性について理解を深められる施設見学コンテンツの設置を検討しています。 これらの環境啓発を通じて、ごみの適正な分別やごみ減量の推進につながるものと考えています。
6	現施設の敷地において確認された土壤汚染について、データを資料に取りまとめ提示すること。	参考資料として提出させていただきます。
7	洪水、液状化などが発生するおそれがある場所でもあるので、汚染土壤が流れ出すことのないよう対策を検討し、対応方針を説明すること。	令和9年度には、市が事前に土壤汚染を撤去する対策を実施し、大部分の区域解除を目指す方針としています。 ただし、事業者が建築する際に汚染土壤を撤去することが効率的な区域は、事業者が対策を行うことも検討しています。
8	新施設の整備にあたっては、原風景を守るため、ビオトープの設置など、従来からの自然環境を生かしつつ、周辺のサイクリングロード等とも調和した施設となるよう、検討し、対応方針を説明すること。	本事業の実施にあたっては、工事中における濁水対策や施設排水の下水放流を通じて重信川の河川生態系の保全を図るほか、場内緑化の実施等の対応を図ることにより、重信川を中心とした新施設周辺の自然環境との調和に配慮します。 また、騒音や悪臭等の施設周辺への環境負荷の低減にも十分配慮し、サイクリングロードや重信川及びその周

		辺の水辺・緑地景観の特徴と調和した施設となるよう、施設の色彩やデザイン、外構及び緑化計画等について今後の設計において具体化を図ります。
--	--	--

8 松(都交)第 214 号

令和 8 年 7 月 27 日

愛媛県知事 中村 時広様

都市計画決定権者 松山市

代表者 松山市長 野志 克仁

**「松山市新南クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書」に対する
環境の保全の見地からの意見の概要及び見解について**

松山市では、「松山市新南クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）について、愛媛県環境影響評価条例第 17 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見の受付を行いました。

その結果、準備書に対する意見の提出はありませんでした。

準備書に対する意見の受付の結果

公告日	令和 8 年 5 月 22 日(金)
縦覧期間	令和 8 年 5 月 22 日(金)から 6 月 22 日(月)
縦覧場所	愛媛県庁環境・ゼロカーボン推進課 松山市役所清掃施設課 松山市南クリーンセンター 松前町役場町民課 ※上記のほか、松山市ホームページで公表
周知方法	令和 8 年 5 月 22 日(金)付け愛媛県報、松山市ホームページに掲載 令和 8 年 6 月 1 日(月)付け松山市広報、松前町広報に掲載
縦覧者	0 名
意見受付期間	令和 8 年 5 月 22 日(金)から 7 月 7 日(火)
準備書に対する意見	0 件

「松山市新南クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書」
説明会に係る報告について

松 山 市

愛媛県環境影響評価条例に基づき、説明会を開催した。

1 説明会の概要

項目	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
開催日時	令和 8 年 6 月 7 日(日) 10～11 時	令和 8 年 6 月 7 日(日) 14～15 時	令和 8 年 6 月 8 日(月) 19～20 時	令和 8 年 6 月 9 日(火) 19～20 時
開催場所	松山市南 クリーンセンター 大会議室	松前総合 文化センター 視聴覚学習室	松山市南 クリーンセンター 大会議室	松前総合 文化センター 視聴覚学習室
説明方法	準備書の概要を示すパンフレットの配布及びパワーポイントを用いた 口頭による説明			
出席者数	7 名	3 名	3 名	1 名



説明状況（1 回目）



説明状況（2 回目）



説明状況（3 回目）



説明状況（4 回目）

2 説明会における質疑応答の内容

【1回目 令和8年6月7日(日)10～11時 松山市南クリーンセンター大会議室】

No.	分類	質問・意見の内容	事業者の回答・見解
1	質問	現況値と予測値の関係性を教えてほしい。	国が公表しているガイドライン等を基に、工事中や供用後の増加分を計算により推定し、現地調査結果に増加分を足し合わせることで予測した。
2	意見	予測値を算出したモデルの内容と妥当性がわからない。説明の際に、県の条例や国のマニュアルに従って予測している旨を説明してもらった方がわかりやすいように思う。	ご意見として賜る。
3	質問	工事用車両の走行について、環境に対する影響をできる限り低減するといった説明があった。どの程度の車両が走行するか分からないので、希望的観測を述べているように思える。	工事計画についてプラントメーカーに意見聴取を行ったうえで、工事用車両の台数を設定し、予測を行っている。
	質問	イベント開催時は、周辺道路が渋滞すると思われる。そういった影響はどのように考えているか。	イベントの開始及び退去時と工事車両の走行が重なると、周辺での渋滞を悪化させる可能性がある。そのため、台数の平準化、イベント日を外した計画を検討していくことが考えられる。
	質問	事業区域周辺は、西方面からの風が多く吹いていることから、ほこり等が松山中央公園の方向に流れるおそれが考えられる。	西風の場合も含み、大気汚染の影響が大きくなる特定の気象条件を対象とした予測においても、環境基準以下になると予測している。
	質問	実際、分別はするものの、リサイクル経費が高くつくことから、分別はしていても実際は一つの焼却炉で燃焼させるという自治体の話もよく聞く。松山市の方針としてはどうか。	松山市の場合、基本的に分別されてリサイクルできるものについては、リサイクルしている。

No.	分類	質問・意見の内容	事業者の回答・見解
3	質問	工事用車両は地域の交通に影響がないように経路を考えていると以前の説明会で聞いた。その計画がそのまま活かされているという認識でよいか。	生活道路は使用しないなど、これまでの方針とは変えずに検討しているところである。
	質問	松山中央公園周辺には、工事用車両専用の橋を作るという話もあったように思うが。	現状で、そのような計画はない。
4	質問	建物の屋上に太陽光パネルを設置する計画はあるのか。	新施設の屋上の一部で、太陽光パネルの設置を検討している。
	質問	1年間の風の状況がどうなっているのか教えてほしい。	風向・風速の状況は準備書に掲載している。調査の結果、1年を通して最も発生頻度が高かったのは、東南東の風であった。
	質問	調査結果は、図書を見れば確認できるのか。	ご認識の通りである。パンフレットには準備書の概要を示しているが、調査の詳細な結果は、図書やホームページでご確認いただくことができる。
5	質問	将来的に施設が稼働する際には、廃棄物運搬車両が減少すると考えられる。車両の減少によるごみ収集の遅れによって、ごみが散らかったりする地域が出てくる可能性があることは検討しているのか。	廃棄物運搬車両の走行の影響予測では、現状と同じ台数が走行する場合を想定している。
	質問	「低減させる」という言葉は、一定レベルまで台数を抑制させることを考えているのか、それとも人口が減少することを踏まえているのか。またその減少を見越して予測し、低減されと考えているのか。	台数の削減方法については、例えば市町ごとに集約したうえで運搬するなどの方策が考えられ、今後計画を進めることとなる。
6	質問	実際に工事が始まって、実測値と今回提示された予測値が異なった場合には、その都度対応するとのことであった。その際に、説明会を開催するなど、市民への報告はなされるのか。	必要な場合は随時開催させていただく。工事状況等も随時報告させていただきたい。

【2 回目 令和 8 年 6 月 7 日(日)14～15 時 松前総合文化センター視聴覚学習室】

No.	分類	質問・意見の内容	事業者の回答・見解
1	質問	現有施設と新施設の違いを教えてください。現在も 3 市 3 町を対象にごみ処理をしているのか。	現在も、松山市西クリーンセンターと共同で 3 市 3 町のごみの広域処理を行っている。
	質問	処理能力・処理方式は、現有施設から変更があるのか。	焼却施設については、現有施設は平成 6 年に稼働し、300t/日の処理能力を有する。現在では 1 炉休止させて、200t/日で処理しているが、新施設の処理能力はさらに小さい 160t/日となる。また、新施設の発電能力は 3,100kW と現有施設の 1,950kW から増加し、余熱の有効利用がさらに図られる。粗大ごみ処理施設の処理能力は、現有施設 90t/日に対し、新施設は 48t/日とほぼ半分になる。
	質問	現有施設の稼働中に、環境基準を超えたことがあるのか。	今まで稼働してきた中で、環境基準を超えたことはない。
	質問	事後調査は定期的に実施するのか、それとも 1 回だけ実施するのか。	環境保全の実施状況については工事開始後、工事の種類も踏まえて継続的に実施状況を確認していく。
	質問	常時監視結果はホームページで公表されることになるのか。	ホームページで掲載する自治体も存在しており、参考にする。
2	意見	データ改ざんなどがないように、適切な報告をお願いしたい。	ご意見として賜る。
3	質問	現在のクリーンセンターを見学することは可能か。	事前に予約いただければ、見学者用の通路から確認いただくことができる。
4	質問	今治の施設では、当日施設に伺って、見学をさせてもらったことがある。	今治のクリーンセンターは綺麗に整備された施設であり、同じような施設を目指したいと思う。
5	質問	意見書は匿名でも提出できるのか。	愛媛県の条例で、意見書に氏名を記載するよう定められているため、氏名の記入にご協力いただきたい。

【3回目 令和8年6月8日(月)19～20時 松山市南クリーンセンター大会議室】

No.	分類	質問・意見の内容	事業者の回答・見解
1	意見	新施設の整備に当たり、跡地に余熱を利用した足湯の休憩所や温室、子供たちが遊べるような場を整備することで、松山中央公園を含む地域全体を人が集まる場になるようにしてほしい。 新施設の整備にあたっては地域と連携し、地域がより良くなる施設となるよう尽力していただきたい。	地域の発展・にぎわいの創出に繋がるような施設になるよう、地域の皆様と相談しながら事業を進めていきたいと考えている。

【4回目 令和8年6月9日(火)19～20時 松前総合文化センター視聴覚学習室】

No.	分類	質問・意見の内容	事業者の回答・見解
1	質問	対象事業実施区域の平面図で坊ちゃんスタジアム方向に細く伸びた箇所は何か。	新施設で使用する下水管や都市ガスパイプが整備される予定の範囲である。
	質問	現有施設の処理能力 300t/日に対し、新施設は 160t/日と減少しているが、ごみの処理をまかなえるのか。	現在、現有施設は 1 炉休止し、200t/日の処理能力で稼働している。新施設の処理能力はごみ排出量の実績に基づいて設定している。一人当たりのごみ排出量が減少していることから、新施設では処理能力を 160t/日に設定した。
	意見	現施設に関する苦情が出ておらず、においの問題も出ていないため、新施設も問題ないかと思う。	新施設も住民の皆様の期待に沿えるような施設となるよう尽力する。
	意見	新施設の供用後にごみの搬入車が多くなることで、イベントがあった際に施設周辺で渋滞等の問題が発生するのではないかと懸念している。	現施設も搬入口付近で渋滞が発生している。新施設では搬入経路の工夫等で渋滞解消に努め、近隣の住民の皆様に影響が出ないよう取り組んでゆく。

報道資料

新南クリーンセンター整備に関し、土壌汚染調査結果を公表します（第2期調査分）

更新日：2025年2月27日

発表内容

概要

新南クリーンセンター整備のため、新施設建設予定地の土壌汚染調査を実施しています。第2期調査範囲の調査区画44カ所のうち16カ所で基準値を超える鉛と水銀が検出されました。

含有量基準値を超えた区画に、安全対策を実施しました。基準値超過の原因は、第1期調査と同じく過去にごみ焼却施設があり、焼却灰の保管や運搬時に飛散など当時の影響が考えられます。

調査結果

- 1.調査対象地：松山市市坪西町1000番地1の一部
(松山市所有地 約8,000平方メートル：第2期土壌汚染調査範囲)
- 2.調査結果受理日：令和7年2月20日（木曜日）
- 3.調査内容：表層から0.5メートルまでの土壌を採取
- 4.調査結果：鉛と水銀が検出

調査結果

	物質	超過箇所数	分析結果	基準値
(1)含有量	鉛	8	200～810mg/kg	150mg/kg
(2)溶出量	鉛	11※	0.011～0.066mg/L	0.010 mg/L
(3)溶出量	水銀	1	0.010 mg/L	0.0005 mg/L

※鉛の含有量超過4カ所を含みます。

(1)含有量基準値は、70年間にわたり、1日100mgの土壌が口から体内に入ると想定した場合でも、健康に影響を及ぼさないレベルに設定されています。

(2)溶出量基準値は、70年間にわたり、1日2リットルの地下水などを飲み続けると想定した場合でも、健康に影響を及ぼさないレベルに設定されています。

初期対応

含有量基準値を超過した区画のうち、花壇部分はシートで覆う安全対策を実施し、他の大部分はアスファルトで舗装されており、土壌が飛散する心配はありません。

溶出量基準値の超過は、敷地周辺に住居は無く、井戸水の飲用が無いため、市民の方へ影響はありません。

今後の対応

基準値超過箇所の深度方向を詳しく調査し、土壤汚染対策法に基づき、基準値を超過した土壤の拡大防止や除去など適切な対策を実施します。

 [土壤汚染調査（詳細図：第1・2期）（PDF：367KB）](#)

【お問い合わせ】

清掃施設課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館4階

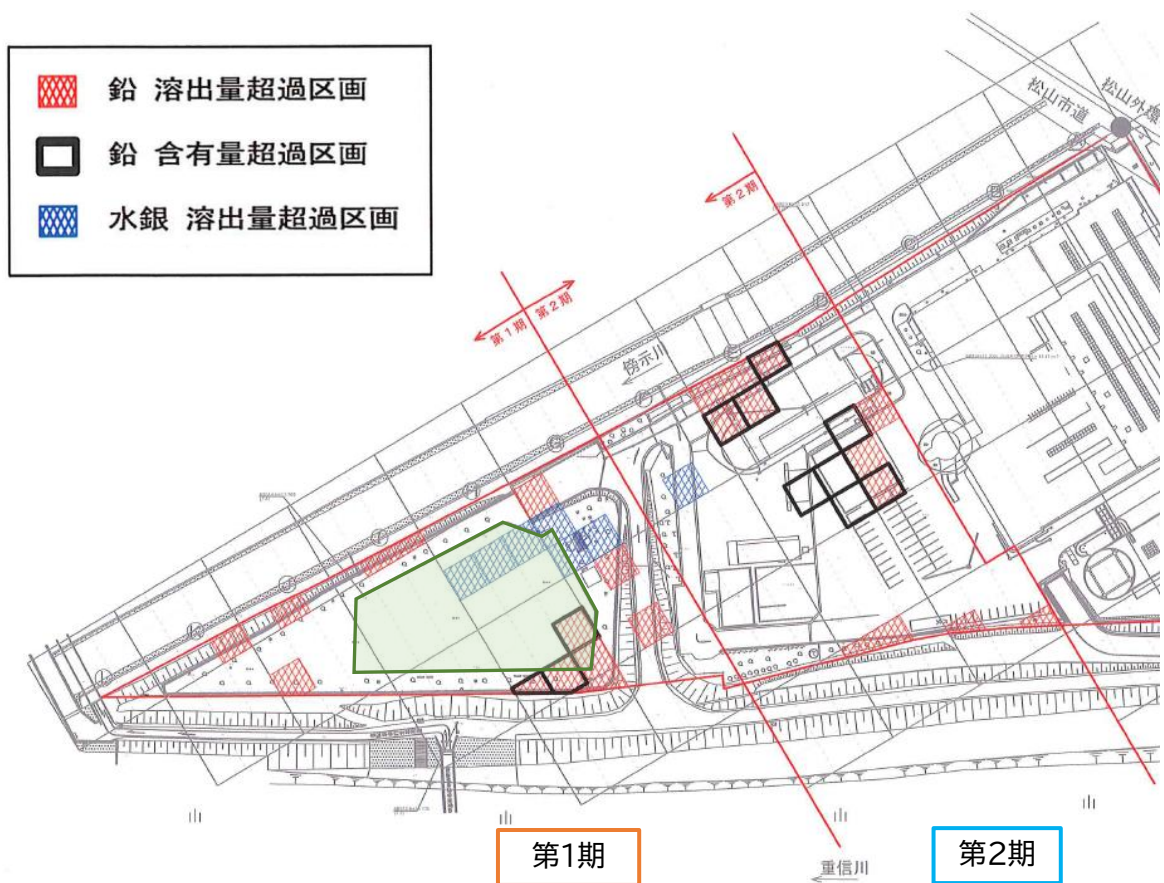
担当課長：小嶋 徹也

担当執行リーダー：高橋 徹

電話：089-948-6901

E-mail：seisousisetu@city.matsuyama.ehime.jp

土壤汚染状況 詳細図(第1・2期)



愛媛県環境影響評価条例の 一部改正(案)について

趣旨

令和8年7月に「防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、災害対策基本法及び環境影響評価法の一部が改正された。

改正内容は、環境影響評価法第53条で適用除外としている「災害復旧の事業」を、災害対策基本法第87条の改正を踏まえて、「復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業」に改めるものである。

環境影響評価条例では、環境影響評価法と同様に災害対策基本法第87条の規定による「災害復旧の事業」を適用除外と規定している。

そのため、県においても、環境影響評価法の改正内容を踏まえ、環境影響評価条例の改正を行うこととする。

(1)改正概要(災害対策基本法及び環境影響評価法)

改正内容（環境影響評価関係に限る。）

①災害対策基本法第87条（災害復旧の実施責任）の改正

→第87条第1項の「災害復旧」を「復旧復興」に変更

※防災庁が災害の復旧から復興までを一元的に管理するため。

②環境影響評価法第53条（適用除外）の改正

→第53条第1項の「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に変更

※改正後の災害対策基本法の「復旧復興」の事業のうち復興事業は、復旧事業ほどの迅速性が求められず、事業内容としても個々の施設の「災害復旧」とどまらず、地域経済活動の再生等を含むものであり、環境影響評価法第53条の対象としては引き続き復旧事業のみとすることが適切であるため、同条の「災害復旧」を「復興復旧（災害の復旧に限る。）」に改める。

(2) 条例改正(案)

改正内容

環境影響評価法と同様に、第51条（適用除外）中の「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に変更する。

【条例改正（案）】

（適用除外）

第51条 （省略）

2 この条例（第1章を除く。）の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(参考)

<災害対策基本法>

改正後	改正前
（<u>復旧復興</u>の実施責任） 第87条 指定行政機関の長及び指定 地方行政機関の長、地方公共団体の長 その他の執行機関、指定公共機関及び 指定地方公共機関その他法令の規定に より<u>復旧復興</u>の実施について責任を有 する者は、法令又は防災計画の定め るところにより、<u>復旧復興</u>を実施しな ければならない。	（<u>災害復旧</u>の実施責任） 第87条 指定行政機関の長及び指定 地方行政機関の長、地方公共団体の長 その他の執行機関、指定公共機関及び 指定地方公共機関その他法令の規定に より<u>災害復旧</u>の実施について責任を有 する者は、法令又は防災計画の定め るところにより、<u>災害復旧</u>を実施しな ければならない。

(参考)

＜環境影響評価法＞

改正後	改正前
(適用除外) 第53条 第2章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による <u>復旧復興（災害の復旧に限る。）</u> の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。	(適用除外) 第53条 第2章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による <u>災害復旧</u> の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(参考)

＜環境影響評価条例＞

改正（案）	現 状
(適用除外) 第51条 （省略） 2 この条例（第1章を除く。）の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による <u>復旧復興（災害の復旧に限る。）</u> の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。	(適用除外) 第51条 （省略） 2 この条例（第1章を除く。）の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による <u>災害復旧</u> の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)について

趣旨

国は、令和 7 年12月に決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を受け、環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模の見直しの議論を行ってきた。

令和 8 年 7 月、当該議論の内容等を踏まえて、環境影響評価法施行令を改正し、太陽光発電事業の規模の見直しを行った。

そのため、県においても、環境影響評価法施行令の改正内容を踏まえ、環境影響評価条例施行規則の改正を行うこととする。

(1)環境影響評価法施行令改正概要

改正内容

太陽光発電事業について、法に基づく第一種事業及び第二種事業の規模に係る要件を以下のとおり変更する。（法施行令 R8. 7. 23公布、R9. 4. 1施行）

※第一種事業…環境影響評価を必ず実施しなければならない事業
第二種事業…環境影響評価の可否を個別に判定することとされている事業

○太陽光発電所（規模要件の変更）

法・条例	環境影響評価法 (太陽光:令和元年7月(令和2年4月施行)に追加)		環境影響評価条例 (太陽光:令和2年4月に追加)
	種 類	改正前	改正後 (R9. 4. 1施行)
規模要件 (出力)	第一種事業	4万kW以上	2万kW以上
	第二種事業	3万kW以上	1.5万kW以上
法対象未満の2万kW以上			

(2) 条例施行規則改正(案)

改正内容

太陽光発電事業について、法施行令の改正に合わせて、条例施行規則を改正し、規模に係る要件を以下のとおり変更する。

※事業規模は、県環境審議会答申（平成11年2月9日）＜愛媛県の環境影響評価制度の在り方について＞に基づき、環境影響評価法（第一種事業）の規模に対して50%とする。

○太陽光発電所（規模要件の変更）

法・条例	環境影響評価法 (太陽光:令和元年7月(令和2年4月施行)に追加)			環境影響評価条例 (太陽光:令和2年4月に追加)	
	種 類	改正前	改正後 (R9.4.1施行)	改正前	改正後
規模要件 (出力)	第一種事業	4万kW以上	2万kW以上	法対象未満の 2万kW以上	法対象未満の 1万kW以上
	第二種事業	3万kW以上	1.5万kW以上		

(参考) 県環境審議会答申（平成11年2月9日）

＜愛媛県の環境影響評価制度の在り方について＞

1 事業の種類

- ・ 環境影響評価法の対象事業種については、地形・地質、法令の規定等から判断し本県で実施される可能性がないものを除いた上で、規模を引き下げ、すべて対象とすること。
- ・ 法対象事業種以外の事業については、本県の地域特性、これまでの実績、時代の要請等を踏まえて、自然的・社会的条件が類似する中四国各県の制度の対象事業との整合性にも配慮することを基本に、事業の種類の拡大を行うことが適当である。

2 事業の規模

- ・ 環境影響評価法の対象事業種及びこれと類似の事業種については、同法の第一種事業の規模に対し50%を基本とし、概ね50%から75%までの範囲とすること。
- ・ 上記以外の事業種については、事業の特性や環境への影響を考慮するとともに、中四国各県の制度の対象事業の規模との整合性や個別法に基づく環境調査との関係も踏まえた上で、適切に設定されることが適当である。